

日程第二十六 議案第六十四号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第二十七 議案第六十五号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第二十八 議案第六十六号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第二十九 議案第六十七号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第三十 議案第六十八号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第三十一 議案第六十九号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第三十二 議案第七十号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第三十三 議案第七十一号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第三十四 議案第七十二号

市道路線の認定について

日程第三十五 陳情第六十二―六号

生活協同組合運動発展のための意見書提出に関する陳情書

陳情書

日程第三十六 陳情第六十二―七号

総合福祉センター建設促進に関する陳情書

日程第三十七 陳情第六十二―八号

消費生活協同組合の規制強化に関する陳情書

日程第三十八 請願第六十二―二二号

「防衛秘密を外国に通報する行為等の防止に関する法律」の制定に反対する請願書

日程第三十九 請願第六十二―三三号

すべての大型間接税導入に反対し大幅減税を求める請願書

日程第四十 陳情第六十二―九号

「非核・平和福生市宣言」制定に関する陳情書

日程第四十一 陳情第六十二―十号

すべての大型間接税導入に反対し大幅減税を求める陳情書

日程第四十二 陳情第六十二―十一号

福生市に非核都市宣言を求める陳情書

日程第四十三 陳情第六十二―十二号

長期営農継続農地制度の堅持並びに都市農業の確立施策の実施に関する陳情書

日野 第三十三 議案第七十一号
 日野 第三十四 議案第七十二号
 日野 第三十五 議案第七十三号
 日野 第三十六 議案第七十四号
 日野 第三十七 議案第七十五号
 日野 第三十八 議案第七十六号
 日野 第三十九 議案第七十七号
 日野 第四十 議案第七十八号
 日野 第四十一 議案第七十九号
 日野 第四十二 議案第八十号
 日野 第四十三 議案第八十一号
 日野 第四十四 議案第八十二号
 日野 第四十五 議案第八十三号
 日野 第四十六 議案第八十四号
 日野 第四十七 議案第八十五号
 日野 第四十八 議案第八十六号
 日野 第四十九 議案第八十七号
 日野 第五十 議案第八十八号
 日野 第五十一 議案第八十九号
 日野 第五十二 議案第九十号
 日野 第五十三 議案第九十一号
 日野 第五十四 議案第九十二号
 日野 第五十五 議案第九十三号
 日野 第五十六 議案第九十四号
 日野 第五十七 議案第九十五号
 日野 第五十八 議案第九十六号
 日野 第五十九 議案第九十七号
 日野 第六十 議案第九十八号
 日野 第六十一 議案第九十九号
 日野 第六十二 議案第一百号

午前十時 開議

○議長（村尾栄次君） ただいまから昭和六十二年第二回福生市議会定例会第二日目の会議を開きます。

○議長（村尾栄次君） この際、報告事項がありますので事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

（須崎議事事務局長報告）

一、請願・陳情書の受理について（別添参照）

○議長（村尾栄次君） 以上で報告は終わりました。

○議長（村尾栄次君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 仲村清信君登壇）

○議会運営委員長（仲村清信君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日、本会議終了後に開催をいたしました議会運営委員会の結果につきまして報告いたします。

本日の日程でございますが、昨日残りしました一般質問等を初日の日程の順に組み、その次に新たに提出されました請願書二件と陳情書四件を日程の中へ組ませていただき、お手元に御配付の日程表のとおり編成をいたしました。

次に、請願書二件、陳情書四件の取り扱いでございますが、お手元に御配付の付託表のとおり担当委員会へ付託し、審査願うことといたしました。そのほかの議案につきましては前日と同じでございます。

以上でございますが、本日の会議が円滑に運営されますようお願い申し上げまして、報告といたします。

○議長（村尾栄次君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（村尾栄次君） これより日程に入ります。

日程第一初日に引き続き一般質問を行います。

○十八番（小野沢 久君登壇）

○十八番（小野沢 久君） おはようございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は六点になっております。

まず、教育行政の関係でございますけれども、中学英語に外人の講師の導入についてということで質問させていただきます。

私は、昨年、会派視察を利用して岩手県の田野畑村という所に視察をしてまいりました。三陸鉄道で一時半も乗らなくてはいけないう大変へんぴな所でありましたけれども、そこで十年前から外人の講師を招いて英語のサブティーチャーとして生の英語を勉強して、日本の教師とともに英語の教育を進めてまいりました。大変へんぴな所にありますので恐らく普通では外人の方が訪れることもないような所でありましたけれども、国際化、社会情勢に対応して次代を担う青少年の国際感覚を高めるといふことと、英語の教育の充実という点を早くから取り入れて英語の外人講師の導入を行っており、大きな成果を上げております。今ではホームステイなんかも行いながらペーパーテストなんかもいい成績を上げているといふふうに聞いてまいりました。

また、こういう傾向も東京都でも生活文化局が中心になって取り上げておりまして、ことしも六十人ぐらいの雇用をいたしております。近くの市でも昭島、あるいは小金井、青梅あたりもことしから始まるそうでありますので、当市といいたしましても、大変基地の関係で外人も多いわけでありましたけれども、教室の場で生の英語の勉強ができた方がより有意義ではないかと思っておりますので、この制度が導入できるかどうかという点をお尋ねいたします。

次に、グラウンド等の周辺対策でありますけれども、公共施設が近くにありまして、どうしても何かと迷惑を近所の人がかうむることが多いわけでありまして。特にグラウンド等につきましては、日曜日早朝から大きな声を出してやっております。運動ですからもなかなか声を出さないでやるわけにはいきません。そういうわけで、家が立て込んでまいりますとその迷惑の度合いもだんだんふえてまいります。

特に福東グラウンドあるいは南田園球場、加美平球場等のはこの対策が、今回特に気候が乾燥しております関係で、三月、四月、五月、強風が吹きますと、もう洗濯物どころか家じゅう締め切っても中にまで土ぼこりがたまるという状況でありました。

私たちも結構グラウンドを使うんですけれども、やっぱり近所の迷惑までなかなか考えておりませんので、使うときには

は多少の水はまくんでありますけれども、とてもはこの対策になりません。そういうときに、風の吹きそうなときにはスプリングラーでも設置しておいてグラウンド全体にまけるようにしていただければ、ほこの問題はすぐにでも解決ができると思います。日ごろ使って地域の人に迷惑をかけるわけありますから、少しでもそういう便宜を図っていただければ、これからも使うときにも苦情も少なく利用がしやすくなってくると思いますので、スプリングラーの設置を当面検討していただきたいと思いますので御答弁をお願いいたします。

次に、熊川体育館の関係でありますけれども、仮称熊川地域体育館でありますけれども、この運営について昨年の九月からの懸案事項になっております。今までの答弁を聞いておりますと、現在の体育館にいる専門職の五人の職員がおりますけれども、それを三人と二人に分けて配置するというような答弁ではなかったかと思っております。

今の五人の中で夜の指導なんかもやっているわけでありましたけれども、実際にこれが三人と二人になった場合において十分にそういう指導ができるのかどうか、大変疑問を持っております。前の答弁でも、サービスの低下はしないようにしたいという答弁もありましたけれども、当然、勤労者が多いわけでありまして、夜の指導教室等については重点的に行われていると思うんですけれども、そういう中でそういう対応がこの三人と二人の配置でできるのかどうか、大変疑問を持っておりますので、その辺を御説明をしていただきたいと思います。

次に、中学校の給食の関係ですけれども、昨日も大変議論されたところでありましたけれども、今回の選挙を通じて

も大変多くのお母さん方から中学校の完全給食の早期実現をしてほしいという意見をいただいております。相も変わらず教職員の協力が得られないと、実施に向けて努力していきますというこの繰り返しであります。きのうも若干進んだ答弁があるかなと思

ったけれども、結果的には大して変わらない答弁でありました。一晩明けたから答弁が変わると思いますけれども、ゆうべすっぱり教育長も考えていただいて、若干研究会を設置していききたいとか、いく方針があるのかというように少し実のある答弁がいただければと思って大きな期待をいたしております。

次に、健康センターの充実でございますけれども、五十三年に今の健康センターがオープンいたしましたので、それから年々メニューもふえております。市民の健康を守る中心として大きな役割を果たしております。昨年は、またコンピュータ

―も入って、また市民の健康の管理のために大きく前進をしたと思いますけれども、今、休日診療を医師会の協力をいた
だいて九時から五時まで日曜日に行っております。しかしながら、病氣は夜や休日に起こることが多いわけでありま
す。特にお子さんやお年寄りのいる家庭は救急車を呼ぶほどではないけれども、夜、医者が開いてないということで大変困
ることが多いわけでありま

す。
こういうときに、夜間の急患が健康センターでいつも行われれば大変助かるわけでありま

す。お隣の羽村を真似するわ
けではございませんけれども、五月一日から羽村の方でも行われております。平均一日八・六人ぐらいの患者があるそ
うでありますけれども、西多摩医師会の中にあります福生の医師会でありますので、医師会の方と十分相談し、研究してい
ただければ、それほど難しいことではないかと思

いますので、どのようなことになるか答弁をしていただきたいと思います。
次に、交通災害共済の関係なんですけれども、多摩地区の交通事故も年々ふえております。ことしの二月でしたか、高
齢者事業団の方が仕事に行くときに交通事故に遭って亡くなったという不幸なこともありま

した。
現在の交通災害共済は九市六町八村でやっております。四百円の掛け金で死亡時が百万円ですか、ということと率とし
ては大変いいんですけれども、少しでも多くの市民に万が一の事故に備えて多くの市民が加入できるような方法をとっ
ていただきたいと思

います。現在では、小学校、中学校の生徒、それと生保の受給者については公費で負担をいたしております
ます。加入状況は二三・三%、一万二千百七十人、これは六十年年度の決算書の数字でございますけれども、その当時の見
舞い金の支給が六十六人、四百五十三万円で、納入会費より見舞い金の支給の方が多くなっております。

こういう中で、何とかしてこの支給率をもっと上げていかなくてはならないんじゃないかと思

います。ですから、この
二三%という加入率を三〇か四〇の方に引き上げるような努力方法があるのかどうか。あるいはまた六十一年、六十二年
の今の加入状況と見舞い金の支給状況、それから、九市六町八村の組合の中の他の市の加入状況、それから特別加入をし
ている市が何市かあります。これは、例えば七十歳以上のお年寄りとか障害者とか消防団とかという制度をとっている
ところがあると思

いますので、その辺の近々の例もあ

つたら御説明をしていただ

きたいと思

います。
以上、登壇の質問とさせていただきます。
(市長 田村匡雄君登壇)

○市長 (田村匡雄君) 小野沢議員さんの御質問にお答えをいたします。
第一点目の教育行政のうちの四

点は、これは教育委員会で御答弁をいた

させますので、よろしくお聞き取りをいた

だき
たいと思

います。
第二点の健康センターの充実について、夜間診療の実施について答弁を申し上げます。
御承知のように、西多摩地区の中

では羽村町が本年五月から平日・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

この中学校給食につきましては、きのうの一般質問でもお答えしたわけでございますが、私が考えますには、この前、前回の給食センターの請願書が受理されました、調査委員会ができるまで丸二年かかったというところに問題があるんじゃないかと思えます。それで、当時の担当者に聞きますと、ある区分の者が入っていたのが途中で抜けたりと、これはいろんな問題があるんじゃないかと思えますけれども、そういうようなことで結局まとまりがつかなかったと、それで教育委員会に戻されてしまったというようなことでございまして、一応まだ福生市は当分の間実施しないという結論をしたわけでございます。

我々が、その書類等の内容を見ますと、やはり給食は省令法でございまして、二十六市の中でも約半数がまだ中学校の給食をやっていないという理由は大体福生と同じような状態でございます。その状態と申しますのは、一応、給食も単なるお昼ではなくて、給食を通しての教育ということもうたわれておるわけでございます。したがって、そこに給食を一緒にする学校の教員が一緒にその席で食べなければ意味がないわけでございます。それはきのうもお話しました、まだ組合の了解がなかなか得られないわけでございます。この了解はほとんどの教員の、全員の教員の了解がなければできないわけでございまして、きのう申し上げましたように、学校の機械整備、これらにつきましては全教員の協力は必要ないわけでございます。

したがって、私どもにいたしましても、ことしに入って二回ばかり教育委員会等も開催して中学校の給食の問題についてもいろいろ話し合ったわけでございますけれども、教育委員会さんそのものが前回のことをよく知っておりまして、なかなか発言をしてくれないというのが現状でございます。我々といしまして極力教育委員会さんともよく話し合いをいたしまして、その線でどういふふうになりますか、進む方向での態度を持ちたいと、こういうふうと考えているわけでございます。

いずれにしろ、教育効果をねらうにはやはり先生方も必要であるということとは十分承知しておりますので、その辺のところで御了承をお願いしたいと思います。

以下、次長に答弁させますのでよろしくお願いいたします。

○教育次長（古谷正夫君） 自席からお許しいただきまして、教育行政のうちの三点につきまして御答弁させていただきます。

まず、第一点の英語の授業に外国人の講師を導入する件でございます。

英語教育の充実を進めるべきではないかと御指摘でございますけれども、そのとおりかと思っております。大変この英語教育は必要だろうと思っております。特に日本人におきましては外国人に対するコンプレックスといえますか、そういうのを感じる傾向が見受けられるというように嫌いがあるそうでございます。そういうことで、早い時期に外国人と接触する機会を持たせること、これは非常に効果があるんじゃないかと考えておるわけでございます。そういう見地に立ちまして、中学校校長会とか、英語科の担当の教諭とも十分相談いたしましたして検討をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、二点目のグラウンド等の周辺対策の關係でございますけれども、福生市は狭いわけでございます。十・四一平方キロというふうな面積で、二十六市の中でも非常に狭い福生市でございます。その中で体育施設としては、整備につきましては他市におくれをとらないように努力していただいております。また、最近では競技するスポーツはもちろんでございますけれども、少人数で楽しむというふうな傾向もございます。スポーツ人口の増加に加えて年ごとに体育施設の整備をやっていくかなければならないのが現状でございます。

御質問いただいております野球場及びグラウンドにつきましては住宅地の中にございます。住民の近くにあるということから周辺の方々には大変御迷惑をおかけしているわけでございます。私ども体育施設を預かる者につきましては十分これらに留意いたしておるわけでございますけれども、一つの例を申し上げますと既設の施設につきましては、ほこり対策として散水等をして対応しておるわけでございますが、御指摘のとおり野球場、グラウンド等の体育施設につきましては周辺の方々に迷惑がかけられないようにスプリンクラーあるいは防風ネット等の設置について検討をしてみたいと考えております。

次に、三点目の仮称熊川地域体育館についてでございますが、議会の皆様方には大変いろいろと御心配をおかけし、大変恐縮に思っている次第でございます。

管理運営についてでございますけれども、今年度第一回の市議会定例会におきまして総務委員会協議会、それから全員協議会でもお話しさせていただいたわけですが、当面といたしましては体育館の職員、現員五名でございます。そのうち三名と二人の体制でいきたい。それから、さらにそれにつきまして指導員によりやっていきたいというふうに考

えております。

大変御心配をいたしておりますけれども、多摩地区にございます公立体育館十八館のうち半数以上の市がそのような形態で管理運営に当たっておりますので、十分参考にさせていただきなうやうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○市民部長（小野光朗君）

それでは、続きまして交通災害共済に関する市長の補足答弁をさせていただきます。

御質問の内容でございますけれども、第一点として、六十一年度の交通災害共済加入の状況と見舞い金の支払い状況でございますけれども、六十一年度は一万二千四百七人加入しております。加入金額が三百八十二万五千二百円、人口に対する加入率は二三・五％となっております。これが二十三市町村で加入している組合では平均が二五・三％というふうになっております。そして、その年に支払われた見舞い金の支給額でございますけれども、七十三人でございます。六百八十八万円、一七九・九％の——これは加入金額に対して見舞い金の支給合計が一七九・九％という率になっております。次に、宣伝というんですか、PR関係でございますけれども、当然四月から加入の申し込みをするわけでございますけれども、市としては広報とかお知らせ、それらについては適宜やっておりますし、あと町会の回覧、あるいは家庭への加入案内ちらしの全戸配布、それからあと広報車で巡回いたしましたして出張受け付けを六日間市内で行っております。このような宣伝というんですか、PRというのを行っております。

それから、あと一点、高齢者とか、そういう方への加入状況でございますけれども、これは二十三市町村の中で小中学生あるいは四歳児、五歳児ですか、保育園児、こういうのが入っておりますのは十三市町村が入っております。例えばすと福生市、狛江市、清瀬市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、それから瑞穂町、そういったところでございます。それから、老人関係でございますけれども、やはり七市町村になっております。ここを申し上げますと清瀬市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、瑞穂町、それと五日市町と奥多摩町でございます。それから、身障者関係でございますけれども、これは三市、多摩市と稲城市と瑞穂町でございます。あと生活保護をやっているところが福生市、それと武蔵村山市、それから多摩市、それから瑞穂町、それから五日市町、それから松原村でございます。あと消防団員を加入させているところが狛江市、東大和市、瑞穂町、日の出町、五日市町、それから松原村というふうな状態になっております。

なお、近隣で独自でこういう制度を設けているところとか、あるいは別の組合を設けているところを見ますと青梅市が

小中学生、あるいはそれから七十歳以上の老人に半額、それから身障者、精神薄弱者に半額、あと生活保護者というふうになっております。それから、昭島市が小中学生、それからあと六十五歳以上の者、そういうふうなものになっております。

大変雑駁ですけれども、御答弁申し上げます。

○十八番（小野沢 久君）

再質問させていただきます。

まず、中学英語の外人講師の導入関係、ただいま大変結構な御答弁をいただきました。早期に実現をしていただければ、日本語の講師とともに一緒に教壇に立つ方法になるかと思うんですが、導入をもしるとすれば身分の関係や、あるいは講師はとういう方になってくるのかとか、費用についてとかいろいろあると思うんですが、大まか導入をしたらどのような形の形態になってくるとかという点、近隣の例もあると思うので、その辺も含めて説明をしていただきたいと思います。

それから、グラウンドの関係なんですけれども、確かに小中学校にはスプリングラーの施設がついております。二中を見ても、あのグラウンドの中に十カ所の散水機がついております。弁をひねれば一遍に全部のところから水が出るようになっております。十分もすれば大体全面が湿ってまいります。全く大して手間もかからない方法になっておりますので、今の答えの中では防風ネットも考えているということ、六小なんかも防風ネットがありますので大変あれができたことによつて近隣の商店の人に対するごみの問題は充分なくなったんですけれども、そこまで、防風ネットまでやってもらえれば大変結構なんですけれども、やっぱりスプリングラーの数が少ないとなかなか全体に行き渡らないと、結局風ではこる部分というのが変わらなくなってまいりますので、そこらまで十分検討をしていただきたいと思います。

それで、例えば加美平球場につけるとすれば、どのくらいつければ大体はこり対策ができるのか。福東グラウンド、南田園球場は芝生がありますので内野の関係だけで済むのではなからうかと思うんですが、あそこなんかも特にあの砂が周りの側溝の中に入っちゃって側溝まで詰まってしまうという事例があります。特に田園球場は家がもうすぐ近いです。ボールを打っても屋根に当たったり、何か非常に迷惑をかけているのが現状でありますので早急にこの対策をしていただきたいと思いますけれども、いつごろできるのか、そこまで御答弁をいただければ大変助かるんですけれども、と

にかくことしの風はもう大変なものでした。前が見えないほどで、あの風を毎日受けたんでは全く近所はたまったものじゃないと思うんです。そういう面で早期にやっぱり実現をさせていただきたいと思ひますので、予算の関係もあるうかと思ひますけれども、繰り上げてでも実現をさせていただきたいと思ひますので、そこらのところがどのくらい、やるとすれば調査をして設計委託まで含めて時間的にどのくらいかかるのかという点をひとつお願いいたします。

熊川の体育館、ちょっとわかりにくかったんですけれども、二人と三人でやっていくということで、それ以外は指導員ということの答弁ではなからうかと思ひますけれども、ということは委託をしていくということではなからうかと思ひます。

将来的には専門職が今五人でやっておりますけれども、これからもっとも指導員の占める位置というのか、やっぱり地域でスポーツが盛んになればなるほどその人たちの出番が多くなってくるということもありますので、やっぱり専門職が企画立案をして、現場の担当あるいは相当数の時間は指導員に委託して行うという形になってくると思ひますけれども、そこらの見通しについて、今回のこの体育館の関係のところがちょっと、夜の対策、委託が指導員でできていくのかどうか。指導員を委託した形で夜の対策ができるのかどうか、あるいは体育館の管理だけの委託なのかという点をもう少しはつきりさせていただきたいと思ひます。

それから、ちょっと直接にはあれなんですけれども、福生市の体育指導員というのが条例の中の規則で定められておりますけれども、ちょっとわかりにくいんですね。これが体育館の運営なんかと絡めてどういう現実の対応をしているのかという点を説明——今、定員は十二名になっておりますけれども、この対応がどういう形で地域の体育の振興に努めているのかという点をお尋ねをしておきます。

それから、中学の給食の関係、一晩明けても余り変わらなかったんですけれども、教育長はあれですか、やっぱり非常に給食をやってほしいという意見があるということは理解をしているのかどうか、そこらをひとつ確認をしておきます。議会だけで言っているのか、あるいは、ほかからは余り教育長は聞いていないのか、議会だけの議員だけが騒いでいることなのか、やっぱり教育長の耳のほかから入ってくるかと思ひますけれども、本当にお母さん方の切実な要望として来ているという理解をしているかという点をひとつお願いいたします。

それから、健康センターの関係、今市長の答弁では十分研究して医師会とも相談をしていくと。とりあえず緊急医院が

あるので考えていくということで、ちょっとあれなんですけれども、実は五十九年の九月の定例議会で官沢議員さんがやっぱりこの問題を取り上げておりまして全く同じ内容なんですけれども、市長の答弁もほとんど同じなんです。医師会の協力を得なければできませんので、医師会の先生方と十分に協議を重ねていきたいと思ひます。前向きに検討していききたいと思います——全く同じような内容ではなからうかと思ひます。ですから、もしそうだとすれば、五十九年に検討をしていきたいという答弁をしておりますので、その後にこの問題について何らかの対応をしてきたのか、検討はどういう形でされたか、医師会との話し合いはしたのかどうかという点をひとつお願いいたします。

それから、もし羽村と同じような形式で平日・夜間の急患の対応が今の健康センターのスペース、あるいは規模でできるのかどうかという点を、やるとすればできるかという点についてお願いいたします。

交通共済の関係なんですけれども、たまたま、これのものとなぜこの質問をしたかというところ、事業団の方が事故に遭って、この方が交通共済に入っていたかどうかは別にしまして、やっぱり事業団あたりで例えば会員にすべて交通災害共済の方へ入っていればまたそれなりの見舞い金等も出てそれなりの対応もできたと思ひますけれども、事業団に限らず先ほども他市の関係でも七十歳とか六十五歳とかということをやっている市もあります。予算的には大した金額ではないと思ひますので、見舞い金には掛け金よりはるかに多い、今の部長の答弁でも一七九%——倍近くの見舞い金が出ている状況で大変それだけ事故が重くなったり、あるいは多くなっているからこういう結果が出ておるということでありますので、やっぱり加入促進をどんどんやっぱり図っていくべきではなからうかと思ひます。

そういう面では今言ったように事業団とか高齢者の対応、あるいは身体障害者の愛の手帳とかというもののところからの中で考えられるかどうかという点をお願いいたします。

それから、今、実際には広報でPRをして、その後出張をしてその出張先でも宣伝カーを回して加入の促進をやって、会場は十カ所以上の所でやっておるんですけれども、なかなか加入率が上がってこないというのはどこかにやっぱり原因があるんじゃないかと思ひますけれども、例えば今出張先での加入受け付け以外では市民課の窓口でやっておりますけれども、例えばこれをもっと拡大して、あるいはお金を扱う所——市民会館や体育館等の窓口でもこういうことができるのかどうか、ないかなという気がいたしますので、少しでも加入しやすい方法をとるという点からその辺のことができるのかどうか、

お願いいたします。

以上、一とおり一応御答弁をお願いいたします。

○教育長（森田 猛君） 教育長はどの程度給食を願っているかと、承知をしているかということでございますけれども、これは議員さんの立候補の際の公約等もよく読んでおるわけでございます。それから、私としましては今月の七日の日です。土曜日の日に市のPTAの総会が第二小学校の講堂であつたわけでございます。来賓として議長さん等も来ていただいたわけでございますし、教育委員はもちろん全員でございますが、その中で一応の紹介、いろんな行事が終わった後いろいろ話があつたわけでございますが、給食をぜひとも、給食の「き」の字も出ないわけでございます。それは私としてもこれは議長さんもおりますから本当のことでございます。うそをついているわけでもございません。ただ、我々といつたしましてもそうであるから考えないということはありません。できれば教育委員会によく説明し、なかなか腰が重いようでございますけれども、何とかしなきゃならないんじゃないかという教育委員さんもおりますので、至急それらをまとめていきたいというふうに考えております。以上です。

○教育次長（古谷正夫君） 三点について御答弁させていただきます。

まず、第一に外国人の講師を導入した場合の身分関係等についてでございます。

この外国人の講師を導入する場合について、英語の授業でございますけれども、これは日本人の教員免許を持っておりませんので単独では授業としてはできません。ということで正規の教員免許を持っている方の助手というふうな形で指導をしていただくというのが一つでございます。

授業の内容でございますけれども、今申し上げましたとおり補助的助手というふうな形になりますので、教師の補助的な役割をしていただくというふうなことになると思います。例えば日本人の先生が教える場合について、それを英語で話されるとか、または英語の講師が英語で会話するというふうに耳でならせるといふふうな方法かと思ひます。

ただ講師としてお願いする条件もございます。何点かございますけれども、これを具備していただければ、やはり講師として招聘できないんじゃないかというのが、英語は当然母国語であるというふうな外国人でございまして、それから四年制の大学を卒業した方でございます。方言のない方、やはり日本にも方言がございますので、方言のない方、標準語をしゃべっていただける方というふうなことでございます。それから、できますれば英会話を教えた経験のある方という

ふうな条件、それから、もう一点は当然日本の滞在資格、当然の資格を有する方というふうな条件が具備された方をお願いできればというふうなことだろうと思ひます。それで、特に発音につきましては女性の方がきれいであるというふうなことから、できますれば女性の講師、これがかなった方がおれば一番よろしいのではないかとこのふうな条件があります。それから、近隣市の状況というふうなことでございますけれども、講師を取り入れている近隣では青梅市、昭島市等は今もう取り入れていただいております。それから、近くの立川市につきましては以上のような状況でございます。には取り入れたいというふうな状況だそうでございます。一応近隣市につきましては以上の状況でございます。それから、二点目のグラウンドの関係でございますけれども、スプリングラーの設置数はどのくらいかというふうな数の問題が指摘されておるわけでございますけれども、数についてはこれから十分調査させていただきます。どのくらいスプリングラーが必要なのか、まんべんにグラウンドに水が行き渡る数はどのくらいかというふうなものを調査させていただきます。ただいていきたいと思ひます。

設置時期というふうな問題があるわけでございますけれども、これは早い時期に設置をさせていただきたいというふうに思ひます。財政的にも負担はかかるわけでございますが、一応私どもとしてはできるだけ早い時期に設置させていただければというふうに考えております。

それから、三点目の熊川地域体育館の関係でございますけれども、これにつきましてはちょっと先ほど説明の中で不足しております申しわけありません。現員の五名のうちでやっていくというふうなことで、現在の体育館につきましては三名でお願いする。それから仮称の熊川地域体育館でございますけれども、地域体育館については二名を配置させていただきます。それで勤務につきましては、平常勤務という形をとらせていただきます。八時半から五時までというふうなことでございます。ただし、祝日等は今祝日で決められております火曜日等の祝日というふうな形でやらせていただきたいと思います。

夜間の問題でございます。利用状況等から説明させていただきますと、大体貸し切り、今までの体育館を見ますと個人の利用というのは約一七％で、それから貸し切りが大体六七％、それから教室として開きますのが一六％が今までの利用状況でございます。特に、その中で夜間の授業になりますとトレーニング教室とか、インディアカとか、それから体力、スポーツの相談、これは毎月第三金曜日にやらせていただいておりますが、そういうふうな夜間の授業

をやらせていただいております。特に、その中で団体の利用が非常に多いわけでございます。夜間におきまして私どもとして考えておりますのは、やはり指導していただくというふうなことにつきましては、求めに応じてやらせていただくというふうな考えてございます。

それから、指導員の役割でございますけれども、体育指導員につきましては御指摘のとおり今現在十二名の方をお願いしておるわけでございますが、これはスポーツ振興法に基づきまして設置しているものでございます。それで、それを受けまして先ほど指摘されましたとおり、福生市体育指導員に関する規則に基づきまして事務を、指導員を置かせていただいておりますわけでございますけれども、この十二名の内訳でございますが、熊川地区に五名、福生地区に七名の十二名の方にお願いをしているわけでございます。その任命方法でございますけれども、任命につきましては教育委員会が任命するというふうなことで、それによって任命させていただくわけでございます。

それじゃあ指導員の職務というものはどういうものかといいますと、行政機関が行います関係はもちろんでございますが、スポーツ団体、陸協だとか体育協会だとかいろいろのがあるわけでございますが、そういう団体の事業の協力をお願いするというふうなこと、それから市民の求めに応じて指導するというふうなことがあるわけです。それはスポーツの実技指導、当然その中に専門の方がおりますのでテニスだとか、それからバドミントン等の要請がございますれば、そういうものに要請をするというふうな形でございます。それから、特にスポーツ振興が今後は職務でございます。

それじゃあどういふものを具体的にやるのかといいますと、今まで毎年行っております総合体育大会だとか、都民大会、市町村の総合体育大会があるわけでございます。それから、先日、ことし初めてでございますけれども、福生市の陸上競技協会が女子の健康マラソンをさせていただいたわけでございますけれども、それらについての協力をするというふうなことが内容でございます。

それから、特にその指導員につきまして、じゃあ教育委員会との関係はどうかというふうな問題があるわけでございますけれども、教育委員会が主催事業いたしますものにつきましては軟式テニスだとか、それから水泳、スケート教室等があるわけでございますけれども、それらについての指導をお願いするとともに地域に行きまして御指導いただくというふうなことでございます。一つの例を申し上げますと、ことし福生ではニュースポーツ87を主催させていただいたわけでございます。新しいスポーツを紹介するというふうなことでございます。それから、体育指導員の身分の研さんといひます

か、そういうものをお願いしているわけでございますので、それにつきましては都が主催いたします研修会だとか、そういうものに参加していただきまして新しい種目を勉強していただくというふうなこともお願いしているわけでございます。市民のPRにつきましては若干不足しておりますので、広く知られるように私もPRしていきたいというふうなことでございます。

以上、体育指導員の役割その他について私の方から御答弁させていただきました。以上でございます。

○福祉部長（生子国利君） それでは健康センターの点から申し上げます。

まず御質問の医師会との協議はどうなったかということでございますが、五十九年の九月、早速医師会と協議をしたそうです。その際には西多摩医師会との関連もありますので、それとの協議をしてからということでございます。第二回目目が六十年に一回やっております。その際には福生市の医師会としても、やはり時間をかけさせていただきたい。その内容については十分検討してみたいということで別れております。

しかし、時間ももう経過しておりますので御質問の点につきましては早速医師会と協議に入りたいというふうな考えております。

それから、設備の規模の問題ですが、現在、休日診療を行っておりますので設備そのものについては何ら問題ないというふうな考えております。ただし、一つ問題があるのは、これを実施したと仮定した場合、薬剤の関係が問題じゃないかと思ひます。ということとは準夜ですから七時から十一時までの夜間にやるわけです。十一時まで薬局を起こしておくかどうかという問題もあるし、開業させているということが一つ問題が出てくる。しかし、あの中に設備した場合に、今度薬剤師を入れなきゃならない。これは薬剤師法に基づきまして、同一同番地においては薬局は開設できないというところになっておりますので、それらも十分検討しなきゃならない。そういう点の一つあるわけですが、いずれにしても医師会と一応お話し上げたいというふうな考えております。

それから、二点目の事業団と、それから身障者等について各他市の関係につきましては、公費をもって加入促進をしておるといふようなことを先ほど市民部長の方から答弁したわけですが、これは、やはり任意加入という問題と、それから保険料の問題ですが、事業団に対してはシルバー保険をもって市と都で保険料を負担して加入させておるわけですが、これは入院の場合に四千五百円、それから外来の場合に三千円で死亡の場合に六百万円。こういうふうな加入保険料は市で

持っているわけですが、そのほかに今みたいな交通事故の問題になりますが、それが対象になればまた被害者につきましましては収入として増加になるわけですが、しかし、我々としてはやはりまだ団体に対する広報的なものを出して、なるべく加入を呼びかけるというのが第一段階じゃないかと思ひます。ほかに福生では生活保護世帯と小中学校生徒についての保険を公費負担しておりますけれど、ただいまの御質問の事業団の加入者、あるいは七十歳以上の問題、それから身障者、そういった者につきましては、ほかとの関連も出ますので、例えば消防団の問題もありますし、そういった点については十分また検討させていただきまして、これがどういうふうな加入の方法をするか、あるいは負担をするか、そういう問題については少し検討させていただきたいというふうに考えております。以上です。

○市民部長（小野光明君） それでは、続きまして交通災害共済のもう少し加入の増加したらいんじゃないか、その場合の対応ということでございますけれども、まず市内の事業所、体育館とか市民会館とかあるわけでございますけれども、そこに申込書等を配付するというふうな問題については、一応原則的には事務分掌の問題でちょっと難しい問題があるんじゃないかと思ひます。それと、あと市内の距離というんでしょいか、狭小な福生の地域でございますので出張徴収、あるいはちらし等の全戸配布という現状の中でもう一度一生懸命やってみたいと思ひます。

それとあと一つ、この申込書を受けた場合に現金をいただくことと一緒に住所等の確認事項が入っております。出張徴収の場合、うちの方でやっている場合には、それは十時から四時までやっておりますのでその日に処理できるんでございますけれども、各施設にそれを任せた場合にそういう問題がどうできるかということと、あと、そのときに間違つた人を受けたときに、事故が起つてその謝礼をどうするとかいろんな問題が出てくると思ひます。

ですから、現状ではなかなか御趣旨はよろしいんですけれども、もう少し検討させていただきたいと思ひます。以上でございます。

○十八番（小野沢 久君） ありがとうございます。

それでは、交通共済の関係で、福祉部の方では今さっき言った七十歳以上の関係、あるいは身体障害者愛の手帳の関係については、これから検討していくということでございますので、なるべくこういう方が公費加入ができるように十分検討していただきたいと思います。

それから、これは企画財政にお尋ねしないといけないと思うんですが、今、交通共済の関係は予算上は総務費の交通災

害共済事務費になっております。それで事務処理は実際に今言ったように市民課の窓口で行っております。それから、交通安全対策の実際の指導等は環境防災課がやっております。そういう点からして全くばらばらになっているような気がするんですけれども、環境防災の関係なんかの交通安全のときにも、やっぱりこういう災害共済の話もしていただかなくちやいけないし、こういうときにも運動もしなくちやいけないと思うんですけれども、この辺のばらばらになっている点については企画財政の方の関係になるのかと思うんですけれども、どのように考えているのか、もう少し統一して一カ所でできるような形ができないのかどうかという点を最後にお尋ね——これ最後ですからうまく言っておいてください。あとまた質問できませんから、四回目はまた怒られちゃいますから。

それから、健康センターの方は早急に医師会と協議に入りたいということでございますので、羽村の例もそうですけれども、羽村の場合には羽村町医師会の中に検討委員会をつくっていただいて、その中で五回ほど検討していただいて今回の結論が出ているということでありまして、看護婦が三人で、あとは事務の方が三人パートでいるという状況でありますので、早急に医師会の方とお話を進めていただいて、何とか早期に実現ができるような形で取り組んでいただきたいと思います。この件については要望いたします。

それから、体育館の関係、体育指導員のことまで細々聞いたのは、やっぱり夜間の関係のことがあったからお聞きしたんですけれども、今の部長の説明の中で夜間の教室で個人が一七％、貸し切りが大半で教室が一六％あるという説明がありました。そうしますと、この一六％が夜間の教室、今これは専門職五人の中で対応してやっているわけでありましてけれども、これが平常勤務で八時半から五時になりますと夜間の対応が求めにに応じてということになるんじゃないかという気がするんですけれども、実際にこうしますと教室が夜開けるんですか。ちょっと非常にだんだん、これは聞くほどにわからなくなってきました。委託の関係、例えば指導員の委託の形もとれるのかどうか、とる方法が考えられるのかどうかという点。

ですから委託の関係と教室ができるのかどうか、また求めに応じてという答弁があったんですが、その求めに応じてとはどういふことなのか。あるいはまた、もう一つには体育指導員に絡むんですけれども、ただ地域で何かクラブをやっているときに指導をお願いをしたいというようなお願いはどこへすればいいのか。こういう体育指導員が実技の指導を行うということになっていますが、こういうことをやっていただけなのかどうかという点、その四点ですか、そこをもう一度